

防災情報の提供について

洪水時の雨量・水位の情報提供

・水防法の一部改正(平成17年7月施行)

・水位情報の公表(WINC2)

・避難の目安になる水位の設定(特別警戒水位)

・浸水想定区域の指定・公表

・洪水ハザードマップの作成

水防法の一部改正(平成17年7月施行)

平成16年の新潟や福島、福井での集中豪雨を契機に
(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川における被害が多発
- ・避難勧告等を行う基準が不明確で逃げ遅れが発生
- ・災害時要援護者の被災が多い



人的被害

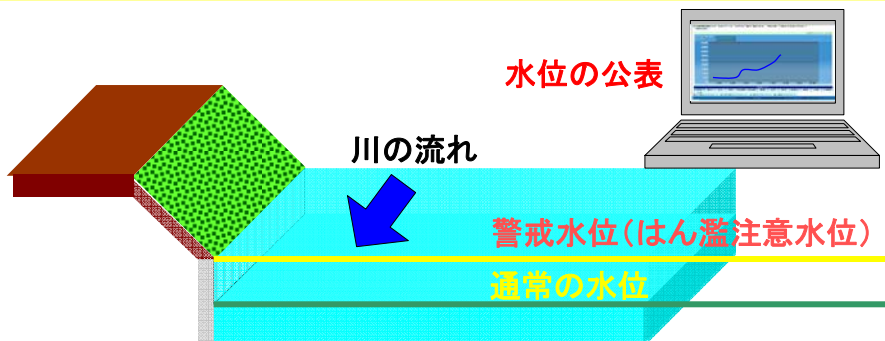
(対応策)

- ・水位情報の公表(警戒水位への到達を公表)
- ・避難の目安になる水位の設定(特別警戒水位)
- ・浸水想定区域の指定・公表
- ・洪水ハザードマップの作成と情報伝達体制の確保

水位情報の公表

水位の通報及び公表(第12条の2)

警戒水位(はん濫注意水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。



「インターネット」による情報提供

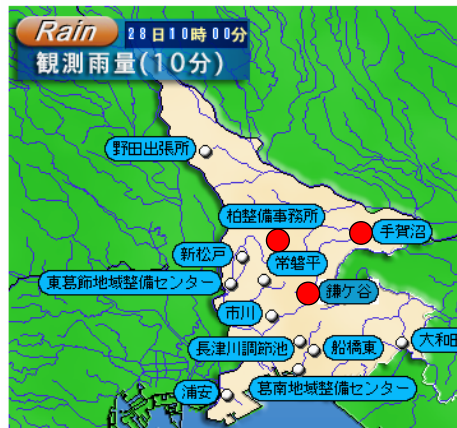
提供情報

- ・雨量観測情報
- ・水位観測情報
- ・警戒水位、特別警戒水位
- ・気象注意報、警報発表状況

接続方法

インターネットの検索サイトから「WINC2」と入力し、検索すると簡単に見つけられます。

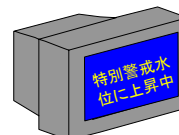
手賀沼周辺の 雨量・水位情報



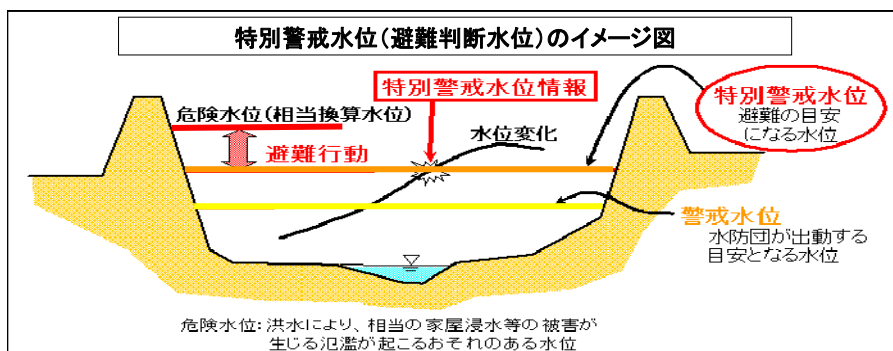
凡 例

- ▲ 水位観測所 4箇所
- 雨量観測所 3箇所

避難の目安になる水位の設定



国土交通大臣・知事が行う水位情報の通知及び周知(第13条)
 水位情報周知河川について、**特別警戒水位(避難判断水位)**を定め、
 水位がこれに達したときは水防管理者に通知するとともに、**必要に
 応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。**



参考:利根川の特別警戒水位



特別警戒水位に到達



- ・国より関係機関(県・市)に水位到達情報を伝達
- ・報道機関へも情報提供

観測所名	警戒水位 (はん濫注意水位)	特別警戒 水位(避難 判断水位)	はん濫危 険水位
芽吹橋	5.00	6.70	7.10
取手	5.40	7.20	7.60
押付	5.75	7.70	8.00

凡 例: ▲ 水位観測所

浸水想定区域の指定・公表

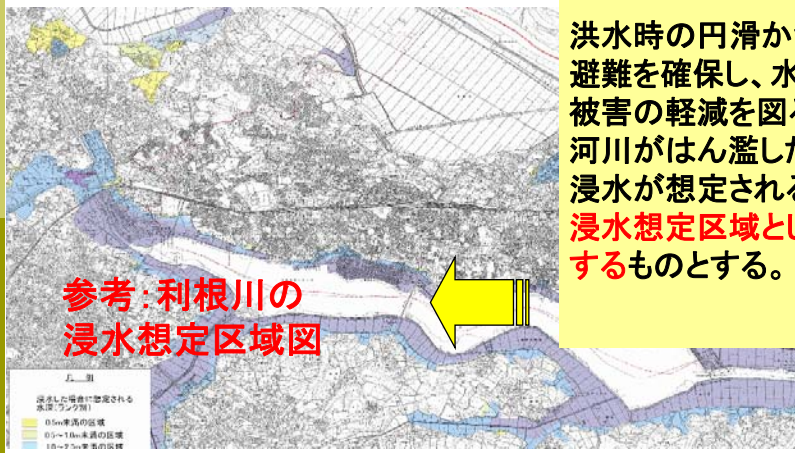


ホームページでの公表
<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/bousai/hanran/flood/index.html>

浸水想定区域(第14条)

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を**浸水想定区域として指定するものとする。**

参考:利根川の浸水想定区域図



凡 例
 浸水した場合は想定される
 高さ(メートル)
 0.5m未満の区域
 0.5~1.0m未満の区域
 1.0~2.5m未満の区域

洪水ハザードマップの作成



浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域に含む市町村の長は、**情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布、その他必要な措置をとらなければならない。**

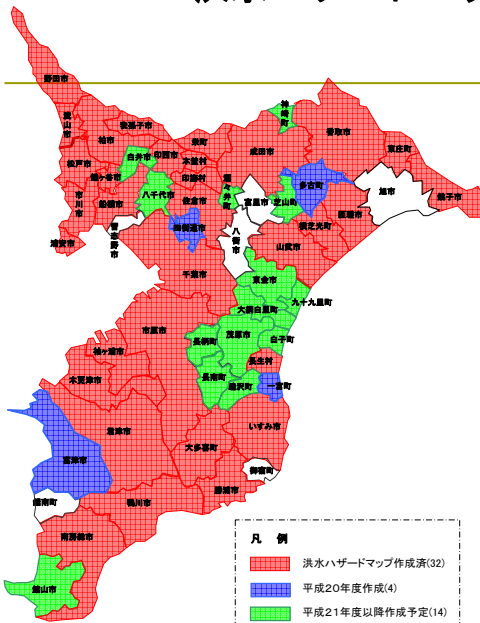


柏市
洪水ハザードマップ



我孫子市
洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップ作成状況



平成19年度まで

野田市、流山市、松戸市、千葉市、成田市、香取市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、いすみ市、鴨川市等

..... 32

平成20年度予定

富津市、多古町等... 4

※今後数年の内に、浸水想定区域内の50の市町村で作成する予定